**ドリームサポートプロジェクト　市民活動団体Ver.　募集要項**

山陽小野田市民活動団体に登録されている団体が山陽小野田市で実施する市民活動に対し、サポートを希望する活動を募集します。

1. **対象団体**

山陽小野田市民活動団体に登録している団体であること（これから団体登録する団体も含む）

1. **対象となる活動**

* 山陽小野田市内での活動であること
* 広く市民が参加できる活動であること
* 採択後（７月中旬）～令和8年２月末までの期間で行う活動であること
* 保健・医療・福祉、社会教育、まちづくり、学術・文化・スポーツ、環境保全、災害救援、地域安全、人権・平和、国際協力、男女共同参画、こども、情報化社会、科学技術、経済活動、職業能力・雇用機会、消費者保護、NPO支援　に関係する活動であること

**※対象とならない活動**

宗教に関係する活動、政治に関係する活動、営利となる活動、学校教育の一環となる活動

1. **サポートの内容**
2. 活動の組み立て方のサポート
3. 企画書や予算書など資料作成のサポート
4. 補助金申請のサポート
5. 後援申請のサポート
6. その他活動実施にむけて必要なサポート
7. **募集期間**

令和７年6月1日（日）から 令和７年6月30日（月）まで（当日消印有効）

※サポート活動決定後、状況により追加募集をすることがあります。

1. **応募方法**

山陽小野田市民活動センターに申請書を提出 （メール、FAX、郵送での提出も可）

※募集要項、申請書等はホームページからダウンロードできます。

1. **採択時期**

７月に採択の審査を行い、その結果を７月１５日までに通知します。

1. **サポート件数**

3件程度

**＜問い合わせ先・申請先＞**

山陽小野田市民活動センター

〒756-0824山陽小野田市中央二丁目３番１号 （Aスクエア１階）

TEL： 0836-52-8668　　FAX：0836-52-7622　　MAIL：[info@soc-cac.jp](mailto:info@soc-cac.jp)

ホームページ：https://soc-cac.jp/

＜支出費目の分け方＞

ドリームサポートプロジェクト市民活動団体Ver.では以下の費目に当てはめて支出の計上をしてください。

1. **謝金**

外部の講師、指導者、出演者等への謝礼

1. **旅費**

外部の講師、指導者、出演者等への交通費実費及び宿泊費

1. **消耗品費**

活動にかかる事務用品（用紙、文具、封筒、インクカートリッジ等）、材料代

1. **印刷製本費**

活動にかかる資料・チラシ・ポスター等の印刷、看板・横断幕・のぼり・パネル等の制作、広告掲載料、デザイン料等

1. **備品費**

活動に必要な機器・工具等の購入費

1. **通信運搬費**

切手・はがき代、メール便・宅配料等の送料、美術品や楽器・道具等の運搬費

1. **会議費**

外部の講師、指導者、出演者等への昼食代、お茶代

1. **使用料・賃借料**

会場使用料や冷暖房費、付帯設備使用料（マイク等の備品）、器具・楽器・衣装等の借料、

著作権使用料、作品借り上げ料等

1. **委託費**

MCや音響、会場設営費など外部に委託した費用

1. **食糧費**

茶話会の開催活動等、活動に直接必要な経費

1. **人件費**

有償ボランティア、アルバイトなどスタッフ（外部）に係る費用

1. **その他の活動費**

・各種保険料や振込手数料等

**～　内　規　～**

＜サポート対象経費＞

1. **謝金**

外部の講師、指導者、出演者等への謝礼

1. **旅費**

外部の講師、指導者、出演者等への交通費実費及び宿泊費

・公共交通機関利用の場合：実費計算（グリーン車等特別料金は対象外）

・自家用車利用の場合：１㎞当たり30円として積算

・宿泊費の上限：10,000円（夕食・朝食代を含む）

1. **消耗品費**

活動にかかる事務用品（用紙、文具、封筒、インクカートリッジ等）、材料代

1. **印刷製本費**

活動にかかる資料・チラシ・ポスター等の印刷、看板・横断幕・のぼり・パネル等の制作、広告掲載料、デザイン料等

1. **備品費**

活動に必要な機器・工具等の購入費

※5万円以下の物品が対象

※活動を５年以上行い、当該活動で使用する場合に限る

※汎用品としてのＯＡ機器は対象外（パソコン、タブレット、コピー機、プリンター、

デジカメ、プロジェクター等の機材）

1. **通信運搬費**

切手・はがき代、メール便・宅配料等の送料、美術品や楽器・道具等の運搬費

1. **会議費**

外部の講師、指導者、出演者等への昼食代、お茶代

※懇親会、接待、打ち上げ等の経費は対象外

1. **使用料・賃借料**

会場使用料や冷暖房費、付帯設備使用料（マイク等の備品）、器具・楽器・衣装等の借料、

著作権使用料、作品借り上げ料等

1. **委託費**

MCや音響、会場設営費など外部に委託した費用

1. **食糧費**

茶話会の開催活動等、活動に直接必要な経費に限る

1. **人件費**

有償ボランティア、アルバイトなどスタッフ（外部）に係る費用

1. **その他の活動費**

・各種保険料や振込手数料等　上記以外の経費でセンター長が必要と認める経費

**※次の経費については原則としてサポートの対象となりません。**

・団体内部の者（役員やスタッフ）に支払う経費

・事務所の維持等団体の管理運営費や、他団体への助成金・寄付金など、サポート対象事業の実施に直接つながらない経費

・懇親会、接待、打ち上げ等の経費・食糧費

・土地、建物、設備、その他の固定資産の取得又は整備に要する経費